

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(情審通第 53 号。以下「答申」という。)において示された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)に係る接続ルールの整備事項に関し、省令等改正を要する次の事項について規定整備を行うものである。

(諮問対象)

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

- 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- 平成 13 年総務省告示第 243 号(以下「指定告示」という。)の一部改正

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

- 施行規則の一部改正
- 接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

- 施行規則の一部改正

(参考:諮問対象外)

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化

- 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の一部改正

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加

- 競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(平成 19 年 4 月)の一部改正

II 主な改正の概要

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

答申において、

- ①NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること
- ②また、ひかり電話網については、OAB～JIP電話市場においてNTT東西が75%を超えるシェアを占める状況にあることや現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定を求める意見が示されている状況にあること

等から、第一種指定電気通信設備に指定することが必要との考え方が示された。

これを踏まえ、NTT東西のNGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)の対象とするため、施行規則及び指定告示の一部改正を行うものである。

(1)指定設備の定義の改正(☞改正施行規則第23条の2第4項第1号柱書)

NGN及びひかり電話網において関門交換機(IGS:Interconnection Gateway Switch)で接続してIP電話を提供する場合、IPパケットと音声信号を相互に「変換」するための設備として、メディア・ゲートウェイ(Media Gateway)が用いられる。

現行の施行規則においては、指定設備に該当する設備が具備する機能として「変換」の機能が規定されていないため、NGN等を指定設備の対象に追加するに際し、指定設備(交換等設備)の定義を改正し、その具備する機能として符号等の「変換」の機能を追加するものである。

(2)指定設備の追加指定等

1)ひかり電話網のルータの指定(☞改正指定告示第2号イ)

これまでひかり電話網のルータについては、接続を請求する事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されている場合等を除き、指定設備に該当しないとされていたが、今回、その設置場所にかかわらず、ひかり電話網のルータを指定設備の対象とするものである。

2) SIPサーバの指定(☞改正指定告示第5号)

SIPサーバは、その有するサービス品質や回線認証等の制御機能とルータが連携してセッション制御を行う中核的機能を果たすものであり、NGNやひかり電話網において、ルータや伝送路設備とともにネットワークを構成する主要な設備であることから、新たに指定設備の対象とするものである。

(参考)NGNのルータや伝送路設備の指定について

- 現行の指定設備のうち交換等設備(例:ルータ)及び伝送路設備については、指定しない設備を個別具体的に列挙し、個別に列挙されている設備以外は、網羅的に指定設備の対象となる形式(ネガティブリスト方式)を採用している。
- NGNを構成する設備のうち、ルータや伝送路設備については、指定しない設備として個別具体的に列挙されておらず、指定告示を改正しなくても、指定設備に該当することになることから、今回の省令等改正において特段の規定整備を行わないものである。

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

(1)NGN及びひかり電話網に係る機能のアンバンドル(☞改正接続料規則第4条)

答申において、アンバンドルが必要とされた「フレッツサービスに係る機能」、「IP電話サービスに係る機能」、「中継局接続に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」等に関する規定整備を行うものであるが、前三者の機能については、ルータ及び伝送路設備により通信の交換・伝送を行う機能という点において、現行制度上アンバンドルされている地域IP網のルーティング伝送機能と差異はないことから、ルーティング伝送機能の細目として規定するものである。

また、アンバンドル機能に係る規定整備に際し、「ルータ」について、NGN又はひかり電話網の「ルータ」と地域IP網の「ルータ」を区別する必要があることから、それぞれについて、以下のとおり定義するものである。

➤NGN及びひかり電話網のルータ

①一般第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するもの
②一般第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、①と相互に対抗するルータ

➤地域IP網のルータ

③特別第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、①以外のもの
④特別第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、②以外のもの

1)NGN及びひかり電話網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の收容局に設置されるNGNの收容ルータに接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

② 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNの中継ルータ(ゲートウェイルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

③ IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される関門交換機(IGS)に接続してOAB～JIP電話サービスを提供するためにNGN又はひかり電話網を利用する機能をアンバンドルするものである。

2)地域IP網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

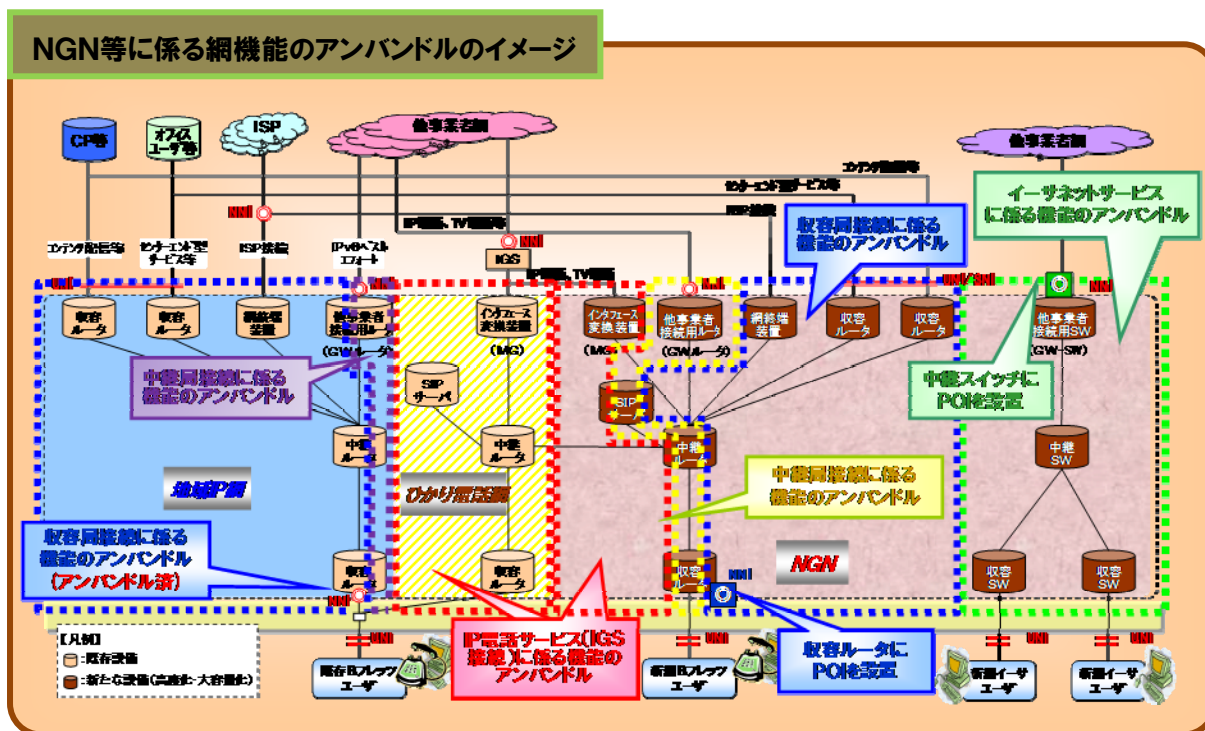
NTT東西の收容局に設置される地域IP網の收容ルータに接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものであり、今回ルーティング伝送機能の細目を規定することに伴い、改めて現行のルーティング伝送機能を特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能として規定するものである。

② 中継局接続に係る機能(特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される地域IP網の中継ルータ(ゲートウェイ・ルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものである。これは、答申に示されているとおり、現在、收容局接続として整理されているNTT東西の地域IP網同士を接続したIPv6サービスを提供するための機能は、中継局接続の形態で行われていると整理することが適当であることから、当該機能を特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能として新たに規定するものである。

3)イーサネットサービスに係る機能(イーサネットフレーム伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNのイーサネットスイッチに接続してイーサネットサービスを提供するための機能をアンバンドルするものである。



(2)メガデータネットに係る機能の規定整備(☞改正接続料規則第4条)

現在、NTT東西の接続約款では、メガデータネットに関し単数対地の相手固定通信であるPVC(Permanent Virtual Circuit)回線に係る接続機能については、データ伝送機能として接続料が設定されている。

当該機能は、平成15年3月14日付け情報通信審議会答申(情審通第38号)における要望事項を踏まえ、実際費用方式に基づく平成15年度接続料等の改定に係る接続約款(平成16年2月17日総基料第232号で認可)において規定された経緯があること、また、既に一般専用線等が基本的な接続機能として規定されており、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能は一般専用線等と相違がないことを踏まえれば、ネットワークが本来有すべき基本的な接続機能としてその位置付けを明確化することが適当であるため、今回、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能についてデータ伝送機能としてアンバンドル機能に追加する規定整備を行うものである。

(3)標準的接続箇所の追加

NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所(標準的接続箇所)として次の箇所を追加するものである。

1)イーサネットフレーム伝送機能に係る標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第9号)

イーサネットフレーム伝送機能の標準的接続箇所として中継局に設置されるイーサネットスイッチを追加するものである。

2)收容局接続に係る機能の標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第10号)

ルーティング伝送機能のうち一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能等の標準的接続箇所として收容局に設置されるルータを追加するものである。

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

1)イーサネットスイッチに係る機能及びSIPサーバに係る機能の追加(☞改正施行規則第24条の5第13号及び第14号)

イーサネットスイッチやSIPサーバは、競争的に市場から供給が受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえれば、当

該設備に係る機能は、網機能提供計画の届出を要しない機能とすることが適当と考えられる。

ただし、イーサネットスイッチに係る機能等は、ルータと同様、網機能提供計画を要しない機能とはするものの、情報開示告示において必要な情報を事前に情報開示することとする。

Ⅲ 施行日等

施行期日は公布の日とする。ただし、以下の機能のアンバンドルに係る規定は、それぞれ以下の日までは適用しないものとする。

- ルーティング伝送機能(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除く。)

平成 21 年3月 31 日

- イーサネットフレーム伝送機能

平成 22 年3月 31 日

ただし、接続料原価を算定するために必要なコストドライバに関する状況やアンバンドル機能の利用の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の省令について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 諮問対象外の告示等の改正

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化 (情報開示告示の一部改正)

- 答申において、「現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当」との考え方が示された。
- 同答申を踏まえ、網機能提供計画の届出を要しないルータ等の機能について、新たな網機能を提供する場合、その機能の情報について原則として提供予定時期の90日前までに開示するものとする。

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加 (競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインの改定)

- 答申において、「今後、NGNの稼働に伴い、新たな機能の追加が想定されること等を踏まえれば、アンバンドルの要否もその検証対象にするように、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、アンバンドル機能について競争セーフガード制度の検証対象に追加するものとする。